

早川町地域おこし協力隊インターン

受入団体募集要項

令和8年4月6日

早川町

# 早川町地域おこし協力隊インターン支援事業 受入団体 応募要項

## 1. 事業の目的と概要

人口減少や高齢化等の進行が著しい早川町において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域の活力を呼び起こすとともに、本町の進める施策や地域おこしの担い手の確保による地域力の維持・強化に資することを目的として、総務省が定める「地域おこし協力隊推進要綱」(平成21年総行応第38号)に基づき、早川町地域おこし協力隊インターン(以下「インターン」という。)を実施します。

この目的を達成するため、「早川町地域おこし協力隊インターン実施要綱」(令和8年告示第18号)に基づき、インターンを受け入れるとともに、インターンと協働して地域協力活動を行う町内団体(以下「受入団体」という。)を募集します。

## 2. 応募要件

団体として応募する方は、次の要件を満たしている必要があります。

- (1) インターンを受け入れ、支援ができる体制が整っていること。
- (2) 町民税の申告義務があり町税を滞納していないこと。
- (3) 地域の活性化と地域力の維持・強化を担い、当該団体の持続的な事業の振興と組織運営体制の強化を図ること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う団体でないこと。
- (5) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている団体でないこと。
- (6) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体でないこと。

## 3. 契約に関する事項

### (1) インターンの取扱

- ① インターンは、町長の委嘱を受けるものとしますが、インターンと本町との雇用関係は存在しません。また、インターンと受入団体との雇用関係も存在しません。
- ② 委嘱されたインターンは、同身分として翌年度以降同一団体等に就業することはできません。
- ③ インターンの委嘱期間は、2週間以上2カ月以内とします。

### (2) 事業内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 本町との関係性

インターンの受入団体と本町は、本事業の目的達成のために連携・協

力する関係にあり、連携内容は、募集要項（仕様書）及び活動支援事業等提案書に基づき双方の協議により決定するものとします。

#### 4. スケジュール（予定）

内容	時期
募集開始	令和8年4月 6日（月）
受入申込書等提出期限	令和8年5月20日（水）
受入団体の決定	令和8年6月上旬
インターン募集開始	令和8年6月中旬
インターン募集期限	令和8年10月下旬
受入団体等による面接等	応募の都度
インターンの採否決定	応募の都度
事業開始	令和8年7月上旬～令和9年1月下旬

※受入状況により募集受付期限前に終了する場合があります。

#### 5. 応募手続き等に関する事項

##### （1）提出書類

- ①早川町地域おこし協力隊インターン受入申込書(様式第1号)
- ②応募要件に係る宣誓書(様式第2号)
- ③活動支援事業等提案書(様式第3号)
- ④定款、規約、会則又はこれらに類する書類
- ⑤その他参考資料(任意、様式自由)

##### （2）提出方法等

- ①提出部数 (1)の書類①～⑤をまとめて1部
- ②提出方法 持参若しくは郵送
- ③提出期限 令和8年5月20日（水）

#### 6. 団体の選定

##### （1）選定方法

- ①本募集要項に定める要件及び業務遂行能力、事業の実現性、継続性などを総合的に公平かつ客観的に評価し、団体を選定します。
- ②提案内容について、必要と判断した場合は、応募者に対して個別に、面談又は電話等によるヒアリングを行います。

##### （2）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

- ①提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ②その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

##### （3）選定結果の通知

選定の結果は決定後速やかに、応募団体に対して選定結果通知書

(様式第4号)にて通知します。受入団体として適当と認めた場合は、本通知をもって本要項(仕様書)に基づく受入契約が成立したものとします。

#### 7. その他(留意事項)

- (1) 提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出いただいた全ての提案書は返却いたしません。
- (3) 提出された提案書は、本事業等の目的用途以外に、応募者に同意なく使用しません。
- (4) 提案書等を提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届(様式自由)を提出してください。

#### 8. 提出先、問い合わせ先

担当課：早川町まちづくり政策課 まちづくり担当  
住所：南巨摩郡早川町高住758番地  
電話番号：0556-45-2513  
FAX番号：0556-45-2000  
Eメールアドレス：seisaku@town.hayakawa.lg.jp

## 「早川町地域おこし協力隊インターン支援事業」仕様書

### 1. 委託業務の対象事業

次のいずれかの活動に係る事業であること。

- (1) 地域おこし活動（地域の課題解決やニーズの解消に向けた活動、地域行事やイベントに関する活動、集落の維持活性化に関する活動等）
- (2) 農林水産業の振興に関する活動
- (3) 地域間交流及び移住促進に関する活動
- (4) 観光の振興、特産品その他の地域資源の発掘及び商品開発に関する活動
- (5) 地域の情報発信に関する活動
- (6) その他町長が必要と認める活動

### 2. 団体の責務

次のとおり 取り組まなければならない。

- (1) インターンの募集及びインターン候補者の選定に関する事項
- (2) インターン活動支援、管理、実績のとりまとめ
- (3) インターン活動に必要な情報収集・研究
- (4) インターンの住居の確保及び日常生活に関する助言や相談
- (5) その他インターンの円滑な地域協力活動のために必要な事項

### 3. 業務連携期間

インターン受入決定からインターン受入実施期間

### 4. インターンの活動に関する報償等

インターン活動に関する報償は、町がインターンに直接支払うものとし、受入団体はこれを支給しない。なお、当該報償は受入団体からの労務の対価として支払われるものではない。

### 5. インターンの要件及び活動条件

- (1) インターンは、総務省が定める地域おこし協力隊の特別交付税措置に係る地域要件の同税対象地域に生活の拠点を置く者で本町に滞在できる者とする。（住民票の異動は要しない。）
- (2) インターンの活動時間は週5日、1日あたり7時間30分とする。
- (3) 団体はインターンの事業内容として、特に地域課題解決に向け地域住民と連携・協力して取り組む活動を必須とする。
- (4) インターンは、地域協力活動に支障がない範囲において、当該団体の許可を得て別途就業等ができるものとする。
- (5) 活動時間は、早川町会計年度任用職員として任用される地域おこし協力隊を基準としており、町規定の改正が行われた場合は、変更が生じることがある。

6. インターンの活動報告

- (1) インターンは、毎月早川町地域おこし協力隊インターン活動報告書(様式第9号)を作成し、当月分の活動日誌を添えて、翌月5日までに町長に提出すること。
- (2) 委嘱期間の途中で退任したとき、又は解嘱されたときは、事由発生日から起算して、5日以内に月報を提出すること。
- (3) いずれも団体が確認し、提出すること。

7. 実績報告等

インターン受入業務が完了した際には、以下の書類を作成し、提出すること。

- (1) 実績報告書(別記様式第10号)
- (2) 地域協力活動が確認できる書類(活動写真等)
- (5) その他町長が必要と認める書類

8. その他

- (1) 町では業務の処理状況について、随時に、調査し報告を求め、適正な履行を求めることがある。
- (2) 受入団体は、本事業の実施により知り得た個人情報について、関係法令を遵守し適切に管理するものとし、本事業の目的以外に利用してはならない。また、本人の同意なく第三者に提供してはならない。万一、漏洩した場合は、速やかに町に報告するものとする。